

調査結果の概要

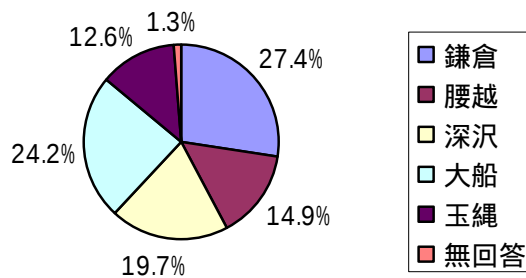
1 回答者の属性

(1) 住居地区

住居地区の人口比とほぼ同比率の回答率となっている。

	鎌倉	腰越	深沢	大船	玉縄	無回答
回答者数	510	277	367	450	234	24
比率	27.4%	14.9%	19.7%	24.2%	12.6%	1.3%
	27.2%	14.8%	19.6%	24.2%	14.3%	-----

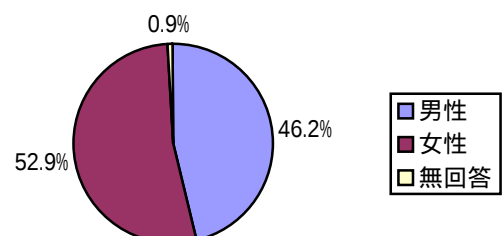
鎌倉市の住居地区別の人口比



(2) 性別

男性が 46.2%、女性が 52.9%で、女性がやや高い回答率となっている。

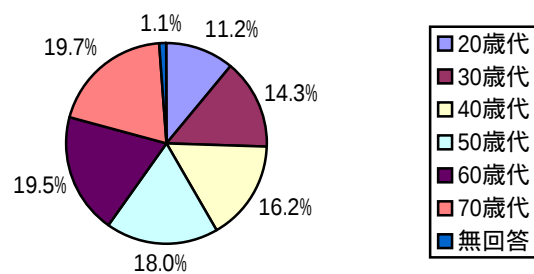
男 性	女 性	無回答
860 (46.2%)	985 (52.9%)	17 (0.9%)



(3) 年齢

年代が上がるほど回答率は高い傾向があった。

20 歳 代 20 ～ 29 歳	30 歳 代 30 ～ 39 歳	40 歳 代 40 ～ 49 歳	50 歳 代 50 ～ 59 歳	60 歳 代 60 ～ 69 歳	70 歳 代 70 歳以上	無回答
208 (11.2%)	266 (14.3%)	302 (16.2%)	336 (18.0%)	363 (19.5%)	366 (19.7%)	21 (1.1%)

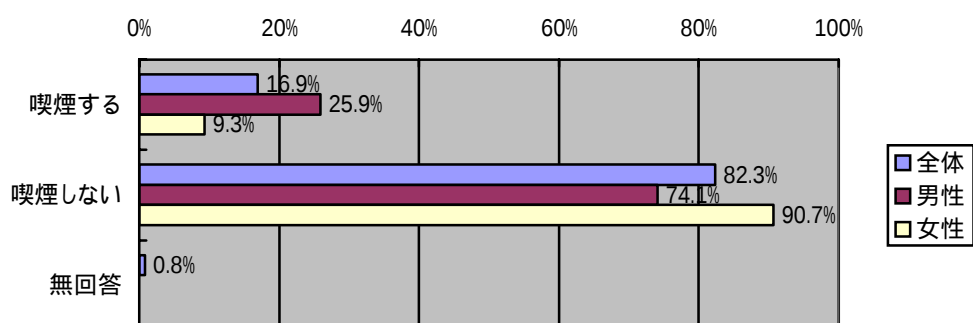


(4) 喫煙習慣

J T (日本たばこ産業株) が 2007 年 10 月に発表した喫煙率調査によれば、日本の喫煙率は 26% (男性 40.2%、女性 12.7%) である。

今回の調査では全国平均よりも低い結果となったが、鎌倉市民の喫煙率が低いのか、非喫煙者の回答率が高かったかは判断できない。

	喫煙する	喫煙しない	無回答
全 体	315 (16.9%)	1532 (82.3%)	15 (0.8%)
男 性	223 (25.3%)	637 (74.1%)	-----
女 性	92 (9.3%)	893 (90.7%)	-----



2 路上喫煙による不快体験（複数回答）

本調査では、屋外の公共の場所で喫煙することを「路上喫煙」と呼ぶこととしたうえで、家族の経験を含め、路上喫煙で不快経験をたずねたところ、次のような結果となった。

「吸殻の散乱で不快に感じたことがある」と回答した人は全体で 76.4%（1,422 人）「煙やにおいて不快な思いをした」72.1%（1,343 人）「火傷や衣服への焼け焦げなど危険を感じたことがある」32.4%（604 人）と続いており、「特に不快な思いをしたことはない」と回答した人は全体で 7.1%（133 人）にとどまっている。

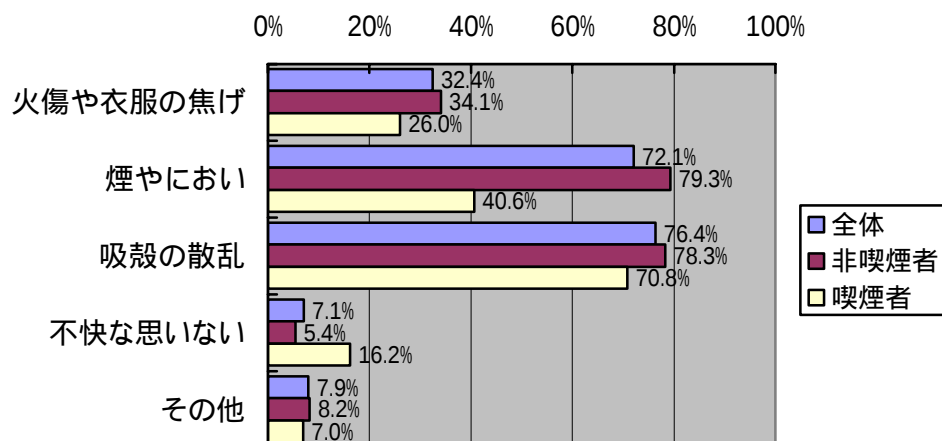
喫煙習慣の有無別でみると、非喫煙者は、「煙やにおいて不快な思いをした」（79.3%）が最も多く、喫煙者も 40.6%と少なからず煙やにおいてに不快感を抱いていることがうかがえる。

また、喫煙者、非喫煙者とも 7 割以上が「吸殻の散乱で不快」と回答していることから吸殻の散乱によるまちの美観の損失をもっとも不快と感じているといえる。

「その他」の主な意見としては、以下のものがある。

- ・子どもをベビーカーに乗せているときに周りで喫煙されると不快。
- ・喘息患者たちにとっては大変危険で命にかかわる。高濃度の吸入を強いられ不快だが、特に子どもは自分で発言できない。
- ・大きな灰皿下水溝誰が掃除するのやら。

	火傷や衣服の 焦げなど危険 を感じた ことがある	煙やにおいて 不快な思いを した	吸 殻 の 散 乱 で 不 快 に 感 じ た こ と が あ る	特に不快な思 いを感じたこ とはない	その他
全 体	604（32.4%）	1343（72.1%）	1422（76.4%）	133（7.1%）	148（7.9%）
非喫煙者	522（34.1%）	1215（79.3%）	1199（78.3%）	82（5.4%）	126（8.2%）
喫煙者	82（26.0%）	128（40.6%）	223（70.8%）	51（16.2%）	22（7.0%）

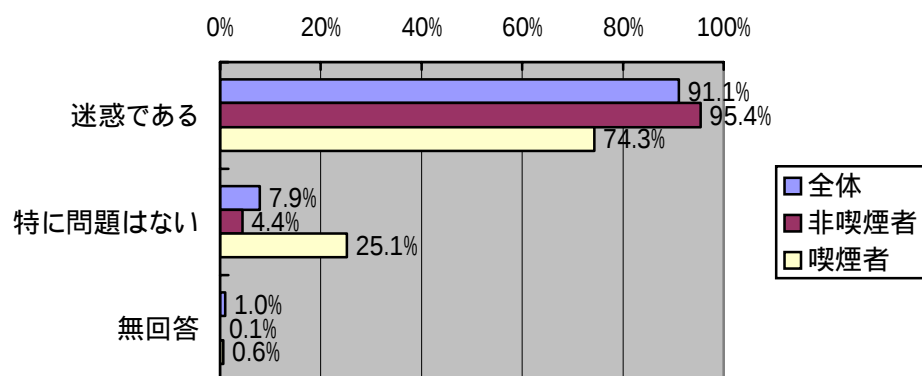


3 路上喫煙の現状（単一回答）

路上喫煙の現状について尋ねたところ、「迷惑である」と回答している人は、全体で 91.1%（1,696 人）に上り、「特に問題ない」とは 7.9%（147 人）にとどまっており、ほとんどの人が「迷惑」と回答している。さらに、喫煙者だけみても 74.3%（234 人）が「迷惑である」と回答している。

また、「特に問題ない」と回答している人は、喫煙者では 25.1%（79 人）だが、非喫煙者では 4.4%（68 人）とごくわずかな結果となっている。

	迷惑である	特に問題ない	無回答
全 体	1696（91.1%）	147（7.9%）	19（1.0%）
非喫煙者	1462（95.4%）	68（4.4%）	2（0.1%）
喫煙者	234（74.3%）	79（25.1%）	2（0.6%）



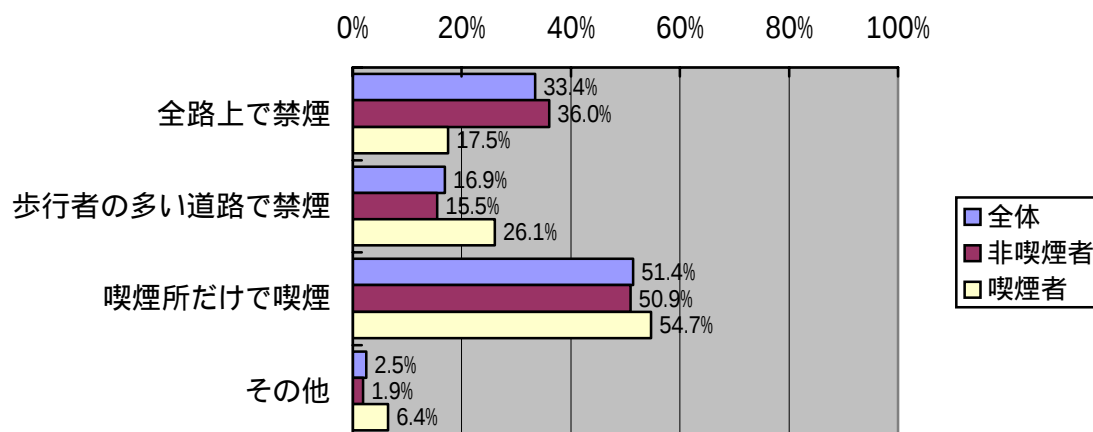
4 喫煙者に対する考え 1（単一回答）

問3で「迷惑である」と回答した人に、喫煙者に対する考えを尋ねたところ、「喫煙ができる場所以外では吸わないでほしい」と回答した人は、51.4%（872人）、「路上での喫煙を一切しないしてほしい」33.4%（567人）、「せめて歩行者の多い道路ではやめてほしい」16.9%（287人）と続いている。

「その他」の主な意見としては、以下のものがある。

- ・ 喫煙所の設置してほしい。
- ・ 吸殻を路上に投げないで自身で携帯してほしい。

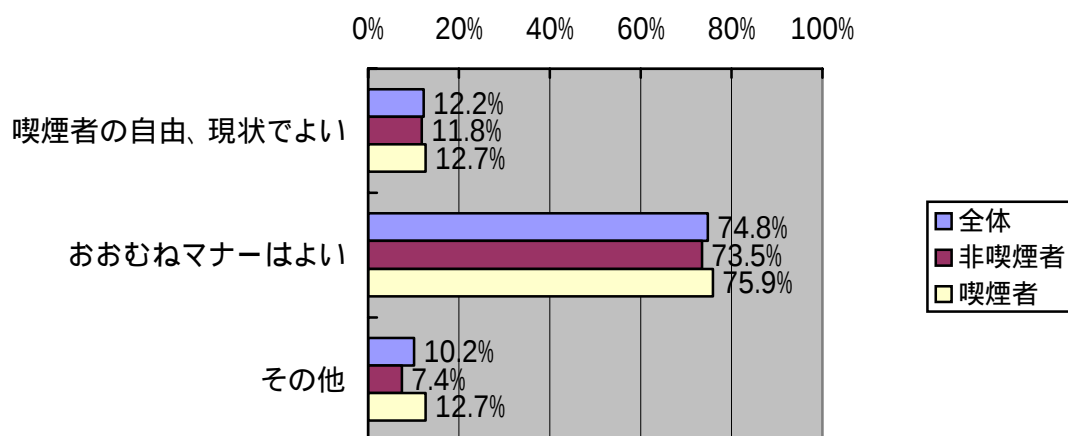
	路上での喫煙は一切しないほしい	せめて歩行者の多い道路ではやめてほしい	喫煙ができる場所以外では吸わないでほしい	その他
全体	567（33.4%）	287（16.9%）	872（51.4%）	43（2.5%）
非喫煙者	526（36.0%）	226（15.5%）	744（50.9%）	28（1.9%）
喫煙者	41（17.5%）	61（26.1%）	128（54.7%）	15（6.4%）



5 喫煙者に対する考え 2（単一回答）

問3で「特に問題はない」と回答した人に喫煙者に対する考えを尋ねたところ、74.8%（110人）が「喫煙者のマナーはおおむねよい」と回答しており、12.2%（18人）は、「喫煙者の自由であり、現状でよい」と回答している。

	喫煙者の自由であり、 現状でかまわない	一部マナーの悪い 喫煙者はいるが、 おおむねマナーはよい	そ の 他
全体	18 （12.2%）	110 （74.8%）	15 （10.2%）
非喫煙者	8 （11.8%）	50 （73.5%）	5 （7.4%）
喫煙者	10 （12.7%）	60 （75.9%）	10 （12.7%）



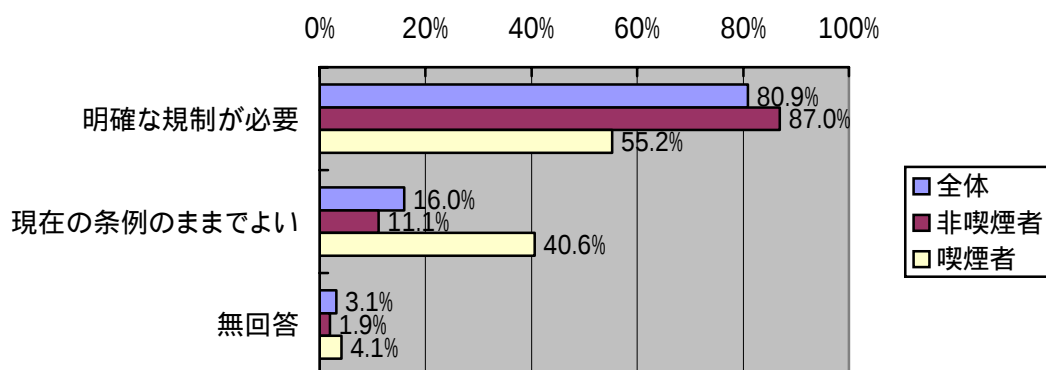
6 鎌倉市の条例で明確に規制することについての考え（単一回答）

現在、鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（クリーンがまくら条例）では、喫煙者の責務として「歩行中の喫煙を控えること」としているが、明確に規制をする必要があるか尋ねたところ、「明確な規制が必要」と回答した人は全体で80.9%（1,507人）であり、「現在の条例でよい」16.0%（298人）を大きく上回っている。

喫煙習慣別で見ると、非喫煙者では、87.0%（1,333 人）が「明確な規制が必要」としているが、喫煙者では 55.2%（174 人）にとどまっている。

また、「現在の条例でよい」と考えている人は、非喫煙者では 11.1%（170 人）であるのに対し、喫煙者では 40.6%（128 人）と半数近くが現在の条例でよいとしている。

	明確な規制が必要	現条例のままでよい	無回答
全体	1507 （80.9%）	298 （16.0%）	57 （3.1%）
非喫煙者	1333 （87.0%）	170 （11.1%）	29 （1.9%）
喫煙者	174 （55.2%）	128 （40.6%）	13 （4.1%）



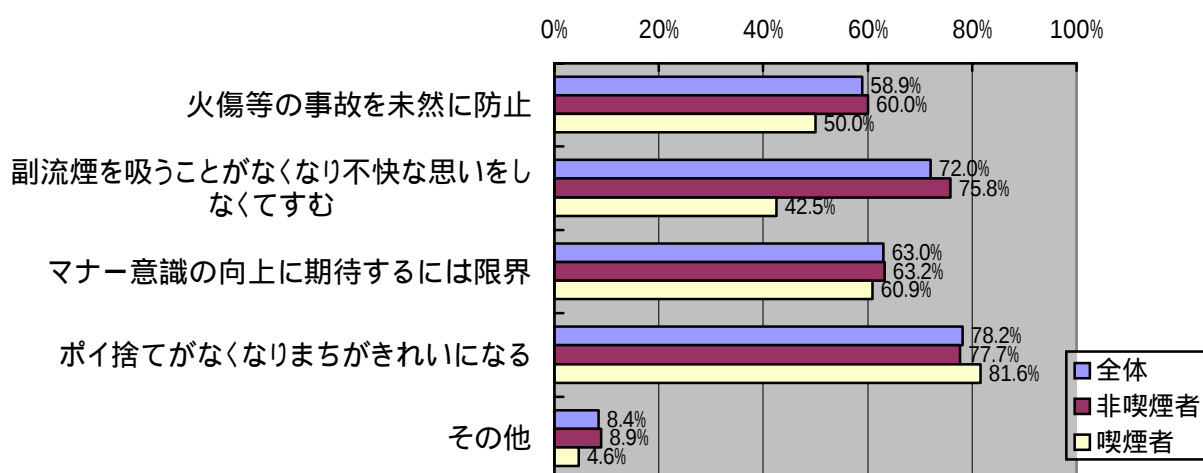
7 条例で規制すべき理由（複数回答）

問 6 で「明確な規制が必要」と回答した人に、規制すべき理由について尋ねたところ、78.2%（1,178 人）の人が「吸殻のポイ捨てがなくなり、まちがきれいになる」と回答し、続いて「人ごみで副流煙を吸うことがなくなり、不快な思いをしなくてすむ」72.0%（1,085 人）「喫煙者個人のマナー意識向上に期待するには限界がある」63.0%（949 人）「火傷等の事故を未然に防止し、安心して歩行することができる」58.9%（887 人）の順となっている。

「その他」の主な意見としては、以下のものがある。

- ・ 吸わない人への健康面への配慮。吸う人と吸わない人が気持ちよく過ごす権利を守るため。
- ・ 特に観光客などが当たり前にポイ捨てしている姿をよく見かける。観光地だからこそ規制が必要だと思う。(他 8)
- ・ 公共の場には妊婦、乳児、幼児もあり、健康に害を及ぼすため。(他 3)
- ・ 注意をするときに根拠があるので注意しやすい。トラブルにならずにすむ。(他 1)
- ・ 喫煙者マナーには個人差がある。きっちりと規制をしないとなかなか守らない。

	火傷等の事故を未然に防止	副流煙を吸うことがなくなり不快な思いをしなくてすむ	マナー意識の向上に期待するには限界	ポイ捨てがなくなりまちがきれいになる	その他
全体	887 (58.9%)	1085 (72.0%)	949 (63.0%)	1178 (78.2%)	127 (8.4%)
非喫煙者	800 (60.0%)	1011 (75.8%)	843 (63.2%)	1036 (77.7%)	119 (8.9%)
喫煙者	87 (50.0%)	74 (42.5%)	106 (60.9%)	142 (81.6%)	8 (4.6%)

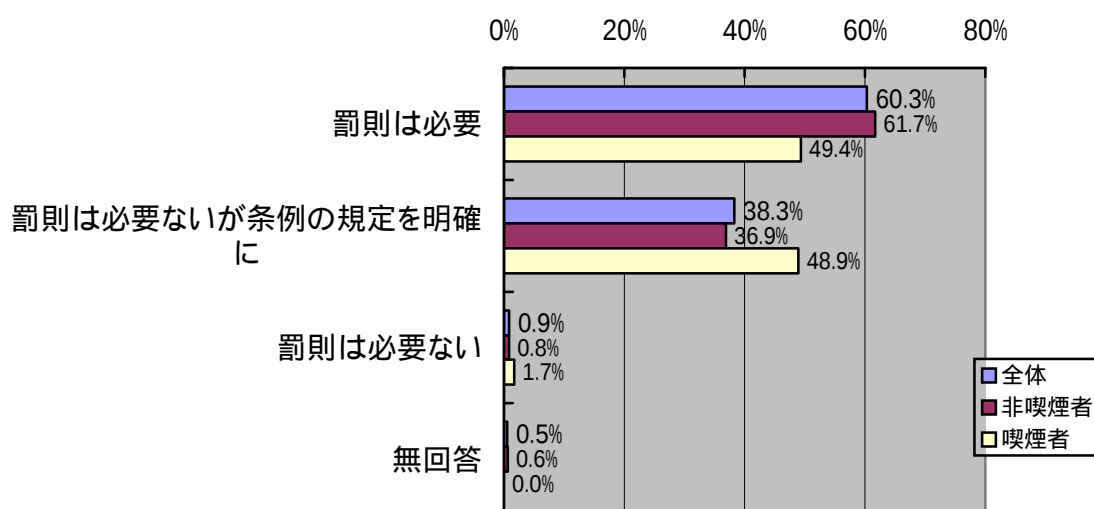


8 違反者に罰則を科することについての考え（単一回答）

問 6 で「明確な規制が必要」と回答した人に、規制を徹底するために違反者に罰則を科することについて尋ねたところ、60.3%（909 人）が「罰則は必要」と回答したのに対し、38.3%（577 人）が「罰則は必要ないが、条例の規定を明確に」、0.9%（13 人）「罰則は必要ない」と、後者 2 つを合わせると 4 割近くが「罰則は必要ない」と回答していることがわかる。

また、喫煙習慣別にみると、非喫煙者では 61.7%（823 人）、喫煙者では 49.4%（86 人）が「罰則は必要」と回答し、一方、「罰則は必要ないが明確に」と回答した人は、非喫煙者では 36.9%（492 人）、喫煙者では 48.9%（85 人）であった。

	罰則は必要	罰則は必要ないが 条例の規定を 明確に	罰 則 は 必 要 な い	無回答
全 体	909 （60.3%）	577 （38.3%）	13 （0.9%）	8 （0.5%）
非喫煙者	823 （61.7%）	492 （36.9%）	10 （0.8%）	8 （0.6%）
喫煙者	86 （49.4%）	85 （48.9%）	3 （1.7%）	0 （0.0%）



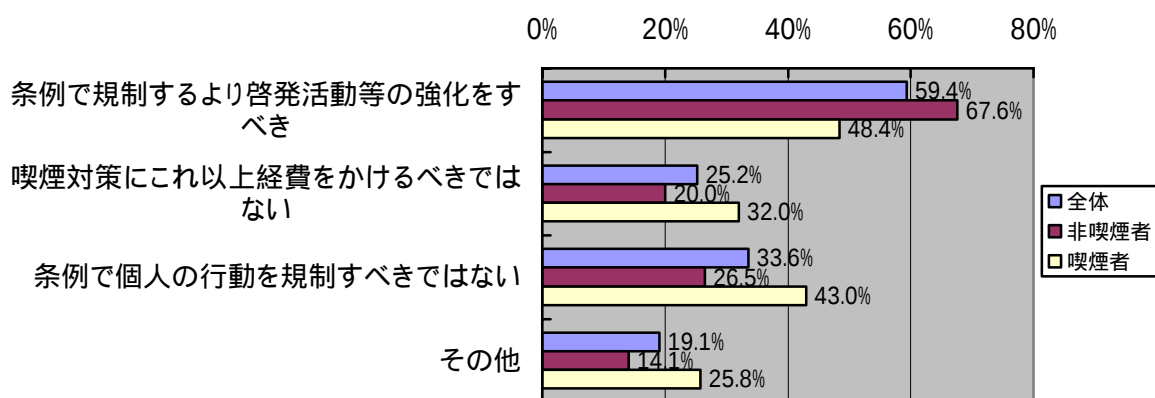
9 条例で規制をする必要がない理由（複数回答）

問6で「現在の条例のままでよい」と回答した人に、「規制する必要がない」理由を尋ねたところ、59.4%（177人）が「条例で規制するよりも標示看板の設置や指導員の指導などマナー時向上をめざす啓発活動等の強化をすべきである」、25.2%（75人）が「路上喫煙対策に、これ以上経費をかけるべきではない」、33.6%（100人）が「条例で個人の行動を規制すべきではない」と回答している。

「その他」の主な意見としては、以下のものがある。

- ・ 喫煙可能な場所を明確に設置し、表示すればよい。（他4）
- ・ すべて禁煙になってしまったら、逆に守らないと思う。吸ってよい場所とだめな場所をつくるとよいと思う。（他2）
- ・ 大人のまち鎌倉らしく市民の行儀のよさで解決していく方法をとってほしい。

	条例で規制するよりも、 標示看板の設置や指導 員の指導などマナー向 上をめざす啓発活動等 の強化をすべき	喫煙対策に これ以上経費を かけるべきでは ない	条例で個人の 行動を規制 すべきではない	その他
全体	177 （59.4%）	75 （25.2%）	100 （33.6%）	57 （19.1%）
非喫煙者	115 （67.6%）	34 （20.0%）	45 （26.5%）	24 （14.1%）
喫煙者	62 （48.4%）	41 （32.0%）	55 （43.0%）	33 （25.8%）



10 その他

余白に記載された主な意見には、以下のものがある。

- ・ 都内のように、大きくてきれいな喫煙所をつくれば、自然にそこで吸うようになると思う。喫煙者もきれいなところで吸いたいと言っていた。
- ・ 喫煙所は電話ボックスのように囲ったところを作ってほしい。集金箱を設置し、入場時に入れる。
- ・ 今回の調査等で税金を使うな。他にやることがあるだろう。
- ・ 「路上禁煙」は市民に伝わっていないと思う。近所でも市民が吸っている姿を多く見かける。看板は、最初は多くしてほしい。指導員の方も駅前に立っているだけで効果なしと思われる。
- ・ がん、心臓病をはじめ喫煙による健康被害は、エビデンス（証拠）のあることなのだからマナーというあいまいな判断ではなく、市民一人ひとりが正しく認識できるよう真剣に取り組んでほしい。
- ・ 歩行喫煙をやめようと注意していた人が携帯灰皿を配っていた。歩行喫煙の勧めと思っていた。何たることか。
- ・ 歩行喫煙する人は想像力と思いやりと美意識が欠けていると思う。自分のたばこが幼児の顔や人の服につくかもしれない、バスやタクシーで並んでいるとき後ろの人がつらい思いをしているのではないか、歩道や空気を汚している自分の姿は美しいか考えられない人である。条例や罰則が必要になるのは情けないが、仕方がない。
- ・ 公園も公共の場所なので、完全禁煙してほしい。たばこを止めてから、たばこで周囲の人に迷惑をかけていたことに気づいた。以前に、歩行喫煙者に注意をして激怒されたことがある。路上喫煙禁止という規定がありPRされていれば起こらなかったことと思う。民間人が喫煙者に向って注意しにくいので、マナーに委ねるのではなく、きちっと取り締まっていただきたい。きれいな空気と水は生存基本権である。